

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部職員局福利厚生課

電話番号 054-221-2023 メール shokujuu@pref.shizuoka.lg.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

職福第1号

(2) 業務名

平成30年度 下田地区職員住宅維持管理業務委託

(3) 業務場所

下田市中地内 他5箇所

(4) 業務概要

職員住宅（9棟、146戸他）の維持管理業務

(5) 業務期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の建設工事競争入札参加資格における業種「建築一式工事」、「管工事」、「内装仕上工事」のいずれかの競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 下田市内に本社又は営業の拠点を有する者であること。
- (4) 平成20年4月以降に官公庁が発注する建物に関する維持修繕において契約実績を有する者であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」とい

う。)第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下イにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成30年2月23日(金)から平成30年3月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で配布する。郵送での配布を希望する場合は上記2までメール等で連絡すること。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成30年2月26日(月)から平成30年3月5日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

申請書及び入札説明書に記載の資料

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成30年3月22日(木)午後1時30分

(2) 入札の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館16階 経営管理部会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は平成30年度下田地区職員住宅維持管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る平成30年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、上記2に同じ。
- (4) 現場説明会は行わない。
- (5) 詳細は入札説明書による。